

平成25年第1回竹原市議会定例会会議録

平成25年3月21日開議

(平成25年3月21日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 議案第 29 号 平成 25 年度竹原市一般会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 2 議案第 30 号 平成 25 年度竹原市国民健康保険特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 3 議案第 31 号 平成 25 年度竹原市貸付資金特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 4 議案第 32 号 平成 25 年度竹原市港湾事業特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 5 議案第 33 号 平成 25 年度竹原市公共下水道事業特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 6 議案第 34 号 平成 25 年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 7 議案第 35 号 平成 25 年度竹原市介護保険特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 8 議案第 36 号 平成 25 年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 9 議案第 37 号 平成 25 年度竹原市水道事業会計予算（予算特別委員会）
- 日程第 10 議案第 38 号 竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 11 議選第 1 号 竹原市選挙管理委員の選挙について
- 日程第 12 議選第 2 号 竹原市選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第 13 発議第 25-4 号 竹原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 閉会中継続審査（調査）について（議会運営委員会・総務文教委員会・民生産業委員会）

午前10時27分 開議

議長（稲田雅士君） ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

お手元に日程表その2を配付いたしております。この日程表どおりの会議を進めます。

日程第1～日程第9

議長（稲田雅士君） 日程第1、議案第29号平成25年度竹原市一般会計予算から日程第9、議案第37号平成25年度竹原市水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長（道法知江君） ただいま事務局職員が朗読をいたしましたとおり、当委員会へ付託された議案第29号平成25年度竹原市一般会計予算、議案第30号平成25年度竹原市国民健康保険特別会計予算、議案第31号平成25年度竹原市貸付資金特別会計予算、議案第32号平成25年度竹原市港湾事業特別会計予算、議案第33号平成25年度竹原市公共下水道事業特別会計予算、議案第34号平成25年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第35号平成25年度竹原市介護保険特別会計予算、議案第36号平成25年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号平成25年度竹原市水道事業会計予算につきましては、全体会議並びに専門項目ごとにそれぞれ分科会において慎重審査をいたしました結果、当予算特別委員会としては9会計全てを原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。よろしく御審議の上、御決定のほどお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） 質疑を省略し、これより順次討論、採決いたします。

議案第29号平成25年度竹原市一般会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするであります。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第29号2013年度、平成25年度の竹原市一般会計予算案に反対討論を行いたいと思います。

総務省の家計調査によりますと、収入が最も低い区分の第1組では、月額平均収入が2000年の26万8,132円から2011年の22万4,977円へと、3万3,000円、16%以上減少しております。しかし、所得が低く、ぎりぎりの生活をしている場合、収入が減少したからといって、食事や家賃などの支出を簡単に減らすことはできません。第1組の世帯では、可処分所得に対する消費支出の割合が、2000年104.7%から2011年121.7%となっています。可処分所得を超えた部分の消費支出は、預貯金などを取り崩して充てていると考えられています。私は、竹原市民の生活や暮らしも同様に、大変厳しい状況にあると考えています。一刻も早くデフレ不況から脱却して、地域経済を元気に回復させることが必要であります。そのためには、正規職員が当たり前の働くルールをつくり、雇用の創出と賃金の引き上げが必要であります。さらに、医療、年金、福祉など、社会保障を充実させ、安心できる社会の土台を築くことが必要であると考えます。今、政治がやるべきことは、市民の生活、暮らしを支え、地域経済の健全な成長を図ることだと考えます。竹原市は、去年の当初予算で、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料など大幅な値上げ、市民の負担増を押しつけました。2013年度、平成25年度の予算案には、この大增税に対する市民の負担を軽減する施策や予算措置がされておられません。私は、市民の生存権を守るためにも、この大增税を直ちに撤回して、社会保障制度の趣旨、憲法25条の生存権をしっかりと守る立場、さらに自治体本来の仕事である住民福祉の増進という原点に立ち返った竹原市の行政執行を強く求めるものであります。

次は、主な公共事業のあり方、その予算措置について意見を申し上げます。

安心・安全の学校づくりで最も大切なことは、東日本大震災の教訓を生かすことだと私は考えます。先日、3月19日の新聞報道をしてみますと、南海トラフに伴う巨大地震の被害想定が報告され、その中には、今後30年以内の地震発生の確率が報道され、東南海地震は70から80%、南海地震は60%、そして東海地震は、1854年を最後に起こっておらず、発生確率も参考値ながら88%とされており、特に切迫感がある。このように、いつ地震が起こってもおかしくない、そういった報道をしているわけであります。また、国は、経済対策の補正予算に伴い、文部科学省は、公立学校の耐震化、老朽化施策の対策を強めています。全国の小学校施設の耐震化は約93%でありますけれども、竹原市は大幅におくれております。なぜ竹原西幼稚園や大乘幼稚園の耐震化を計画から削除して実施しないのか。忠海西小学校体育館の耐震化は、震度6強の地震では安全が担保できま

せん。なぜ簡易補強で済ませようとするのか。忠海地域小中一貫校との関連があるといえども、子供の命を脅かすことは断じて許されません。少なくとも、全国平均並みの耐震化対策を早急に実施することを市長、教育長に強く求めたいと思います。

また、小中一貫校に伴う竹原市教育委員会の取り組みでは、結論を押しつけるのではなく、子供、保護者、教師、地域関係者に対する十分な資料に基づく説明や、納得に基づく運営を強く求めておきたいと思います。

次に、新開土地区画整理事業や国道432号線、忠海中央線など県営道路、またダム関連事業に伴う赤坂中仁賀線など、従来の公共事業の予算措置であります。これらの公共事業の経済波及効果や緊急度、必要度など、明確な説明責任が果たされていないと私は考えています。

次は、新しいごみ処理施設等の整備に伴う負担金が、2013年度2,747万4,000円計上されています。私は、一般廃棄物の資源化、リサイクル化等、竹原市として十分に検討することなく、大規模焼却施設を建設することは、最大の無駄遣いと考えています。また、新しい施設建設の予定地は、地域住民関係者との間で公害防止協定が結ばれており、この協定を厳守すれば、建設ができません。

次に、常備消防委託料、2013年度は7億3,013万2,000円です。この委託料は、消防組織法第6条に定める市の責務を放棄し、市民の生命、財産を東広島消防局に丸投げする予算措置と考えます。竹原市が市民に直接責任を持てる消防活動組織に改めることを再度この場で指摘しておきます。

次は、地域情報通信基盤整備事業についてです。

今年度末の加入状況は、3,276軒、世帯比で25%の報告でありました。前年度末と余り変わっておりません。この光通信設備は、公設であります。したがって、必要な防災行政情報は、全ての竹原市民にひとしく100%の世帯に情報提供をしなければなりません。経済的負担による情報提供の格差があってはなりません。この是正を再度強く求めておきたいと思います。

次は、農林水産事業への従事者、若い人の後継者づくりは、喫緊の課題であります。安倍首相が、公約違反のTPP参加を表明したことで、農業や医療、消費者等、関係者の怒りが爆発しています。竹原市は、再生産できる価格保障や所得保障の支援策の第一歩を踏み出して、次世代を担う若者が農業や漁業などの生産に参加でき、生活できる仕組みづくりは大変重要な課題だと私自身考えています。

次は、人権推進事業についてであります。

同和問題の地対財特法が失効して10年余りたちます。竹原市内では、部落差別に起因する結婚差別、就職差別は発生しておりません。しかし、従来どおりの事業費、部落解放同盟への団体補助金50万円、部落解放研究所補助金3万2,000円、吉名隣保館の官庁報酬費等2,004万8,000円、人権センター事業の生活相談員報酬等204万9,000円等々が予算措置されています。この予算の削減、是正を強く求めたいと思います。

次は、市営墓地の管理運営問題であります。

私は、極めて不備な、新しい竹原市墓地使用条例に基づく墓地使用料や管理料等の執行は、凍結、執行停止すべきであります。現墓地使用者に対する十分な説明や理解を得る努力をすること、このことを再度指摘したいと思います。さらに、昭和35年以降の竹原市墓地使用条例に基づく市墓地貸し出しの使用料等の公正、適正な事務の執行を強く求めておきます。

最後に、厳しい経済状況の中で、市民の生活や業者の営業は大変な苦境に追いやられています。このような状況の中で、国保税や介護保険料、後期高齢者医療保険料など、昨年の大增税、負担増は市民の生活を脅かし、竹原市の経済にとっても深刻な打撃を与えていると私は考えます。一般財源の活用を含めて、税や料の負担の軽減措置を早急を実施することを強く求めます。

私は、中学校卒業まで保護者の負担をゼロにする、こういった思い切った子育て支援を提案し、この実施を強く求めておきたいと思います。

学校施設、公共施設の耐震化促進は、優先、緊急に実施すること、これも強く求めます。

今こそ、不要不急の公共事業や無駄な予算措置は抜本的に見直すべきであります。住宅改修助成事業300万円は、地元業者の仕事をふやし、地域経済を元気にさせる上で大きな役割を果たしますけれども、それにふさわしい抜本的な予算の増額を強く改めて求めます。

市内の急傾斜地崩壊対策事業は、危険箇所324カ所に対する整備率が極めて低い現実があります。市民の命と安全を守るためにも、危険箇所の安全対策を強く求めます。

以上で2013年度の一般会計予算に対する反対討論といたします。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私は、平成25年度竹原市一般会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私の一般質問、予算特別委員会審査におきまして既に明らかになりましたように、竹原市における賃金デフレ、資産デフレによる地域経済の疲弊は相当深刻なものがあると思われます。竹原市の平成25年度予算は、危機突破内閣とみずから命名した安倍政権の機動的かつ大胆な財政出動により景気対策予算を受けて、平成24年度補正予算6億8,147万5,000円は、去る5日に既に可決成立し、来月からの執行に向けて既に体制が整えられているとお伺いしているところであります。

平成25年度一般会計予算123億8,183万3,000円は、政府の日本経済再生のための政策目標に呼応して、竹原市経済再生のために市税が、前年度と比較して1億4,199万6,000円、率にして3.65%の減収が見込まれる中で、財政調整基金を前年度比2億2,059万9,000円、率にして28.95%の増となる9億8,261万円を取り崩した上での大型予算であります。この当初予算と平成24年度補正予算を合わせた景気対策関連予算は10億2,908万1,000円であり、平成24年度当初予算の約2.3倍にも達するものであります。また、この内容につきましても、竹原町民長年の悲願でありました竹原小学校屋内運動場の建てかえ、竹原西小学校屋内運動場屋根の修繕、あるいは賀茂川中学校校舎耐震化事業等々、教育現場における安全・安心のための予算措置がされ、平成27年度までの教育施設耐震化に向けた取り組みが着実に進められていると思うところであります。

また、緊急を要する橋梁老朽化問題に対しましても、一定の前進が見られていると思うところであります。さらに、平成21年度以降の新規事業として予算化された妊婦健康診査等支援事業、子宮頸がん等ワクチン予防接種助成事業、乳幼児医療費支給事業、一時預かり事業、第3子以降保育料負担軽減事業、放課後児童クラブ運営事業等々の次代を担う子供のための予算も継続して措置され、さらに妊婦歯科健診助成事業、不妊治療助成事業、難聴児補聴器購入助成費等の新規事業も加えられ、その内容を一層拡大させた8億3,110万5,000円も計上されているところであります。

また、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業、難病者へのインフルエンザ予防接種負担金の無料化措置を含めた高齢者インフルエンザ予防接種助成事業等々、高齢・低所得者対策、すなわち社会的弱者対策にも相当の配慮がされたものと確信をしているところであります。

あるいは、関係者の粘り強い取り組みや請願を受けて、長年議論されてきたリフォーム助成事業につきましても、昨年度補正予算で初めて措置がされましたが、平成25年度予算においても継続して措置化され、地域経済への波及効果が期待されているところであり、反対論者も、より充実拡大を主張されているところでもあります。

地域社会への安全・安心づくりの予算として、消防無線デジタル化整備事業、消防緊急車両整備事業等を合わせた3億414万7,000円が計上され、市民の身体、生命、財産に対する安全対策も一層充実強化されているところでもあります。

当該一般会計歳入歳出予算が執行される平成25年度は、財務省が主導した地方公務員職員給与が平均7.8%、期末勤勉手当9.77%、管理職手当10%の強権的な引き下げが求められており、投資的経費、公共事業予算執行事務を担う職員にとりましては、今年度予算に対して約2.3倍の事務量をこなさなければならないという激務が待ち構えているわけであり、大変な御苦勞をおかけすることになります。竹原市における経済対策は、予算の完全執行にあります。設計、入札、施工の各段階におきまして、今時経済対策の理念である疲弊した竹原市経済再生のために御奮闘していただきたいこと、またそのことを通して、職員に対する信頼感を醸成させ、給与に対する評価向上につながっていくことを祈念させていただきたいと思うところでもあります。

私は、平成22年度、23年度決算特別委員長として多岐にわたる指摘をさせていただきましたが、平成25年度予算においては、なお一部に積み残した課題があるとはいえ、相当程度の改善がされています。決算審査を反映した予算編成にするとの市長の明確な意思が反映されたものとなっていると確信をしているところでもあります。この場をおかりしまして、感謝と敬意を表させていただきたいと思えます。

そして、なお積み残しの課題につきましても、平成26年度予算において解消していただくことを改めてお願いをさせていただきたいと思えます。

また、市長は、職員に対しまして、給与の一方的引き下げという極めてモチベーションが低下する状況下において、竹原市経済再生のための大型予算の完全執行を求めることになるわけであり、職員に対しまして格段の御配慮をお願いさせていただきまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。委員

長の報告どおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号平成25年度竹原市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第30号2013年度、平成25年度の竹原市国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

昨年の竹原市国保税の大増税は、憲法25条の生存権、市民の命と健康を脅かしています。2013年度の予算説明資料を見ますと、2011年度の国保加入者の所得は100万円以下が48.2%、市国保税で試算いたしますと、40歳代夫婦、子供2人の4人家族で、所得100万円の国保税は年額16万6,500円、月額1万3,875円の保険税となります。竹原市国保税の滞納世帯数は887件、竹原市加入世帯の18.14%です。短期保険証発行は190件、医療を受ける権利を制限する資格書の発行は46件であります。国保税の支払いが大変困難な人の医療を受ける権利を侵害することは、憲法25条の生存権を奪うものであります。即刻正規の保険証発行を強く求めたいと思います。

生活や暮らしを脅かす、高い国保税の負担を軽減するためには、国の第一義的な責任は言うまでもありません。同時に、竹原市は、各種の基金の一部取り崩しや一般財源を充当するなど、可能な努力をすべきことを指摘して、私の反対討論といたします。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私は、平成25年度竹原市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

平成25年度国民健康保険特別会計の歳入予算は、前年度と比較して6,885万8,000円、率にして1.85%減の36億6,718万6,000円が計上されています。

国保会計には11の款が設定されていますが、その構成については、国民健康保険税18.42%、使用料及び手数料0.00%、国庫支出金19.69%、療養給付費交付金7.80%、前期高齢者交付金31.32%、県支出金5.50%、共同事業交付金9.

96%、一般会計繰入金5.4%と国保財政調整基金繰入金1.64%を合わせた繰入金7.09%、諸収入0.26%の比率となっています。これらのうち、被保険者が負担するものは、国民健康保険税と諸収入であり、2つを合わせた負担率は18.68%であり、残りの81.32%については、全て公費負担となっているところでもあります。

歳出予算につきましては10の款が設定されていますが、その構成については、総務費1.70%、保険給付費70.05%、後期高齢者支援金等11.35%、前期高齢者納付金等0.01%、老人保健拠出金0.00%、介護納付金4.49%、共同事業拠出金10.68%、保健事業費1.39%、諸支出金0.08%、予備費0.28%の比率となっています。歳出予算のうち、被保険者が直接するサービス費は、保険給付費、共同事業拠出金、保健事業費が上げられると思いますが、それらを合わせた予算額は31億1,029万6,000円、歳出予算全体に占める構成比は82.12%となっています。

歳入歳出予算に占める被保険者全体の受益と負担の関係を数値化すれば、被保険者は、国保税等の6億8,255万5,000円、率にして18.68%を直接的に負担することによって、31億1,029万6,000円、率にして82.12%の保健医療サービスを受け取ることができることになるわけであり、つまり、負担額の約2.27倍の保健医療サービスを受け取ることになるわけであり、ここに、相互扶助としての国民健康保険制度の存在意義が存在していると思うわけであり、

しかしながら、国民健康保険税につきましては、今年度平均12.3%の引き上げが行われました。このため、平成24年度予算における国民健康保険税は、前年度と比較して8,893万8,000円、率にして14.57%増の6億9,764万8,000円が計上されていましたが、平成25年度予算においては、平成24年度と比較して、2,228万8,000円、率にして3.20%減の6億7,536万円が計上されているところでもあります。

一般的には、国保税が前年度を下回る要因とし、被保険者数の減少、あるいは被保険者の所得が減少していること、または収納率の低下等が考えられるところでもあります。竹原市の場合、現時点における資料が決定的に不足していますので即断は避けたいと思いますけれども、被保険者の低所得化、収納率の低下が大きな要因となっていることは容易に想像がつくところでもあります。つまり、全国的に指摘されている国民健康保険制度並びに医療崩壊の現象が、竹原市においても潜在化しているという、極めて憂慮すべき状態にあることは、反対論者が指摘される場所であると、同じであると思うわけであり、

す。

予算特別委員会における松本議員の要求に基づいて提出された資料によれば、厚生労働省が設定した相対的貧困線である114万円以下の低所得被保険者は約半数にも達しており、竹原市における所得格差の拡大と貧困の連鎖が無視できない、深刻な状況に陥っていることは、松本議員の指摘のとおりだと思っております。しかしながら、そうであればこそ、私は、国民健康保険税について、地方税法に基づいて単年度の計算方式に見直すべきことを主張し、見直し期間2年ということで答弁をいただいて、平成25年度においてその見直しがされると確信をしています。そして、今議会において審議されている予算案の執行期間である平成25年度がその見直しに当たるわけです。

低所得者に対する負担軽減措置としての任意減免制度が、本来的にどうあるべきか、またその補填財源は正当に行われているか、あるいは生活保護行政との連携はどうあるべきか、さらには窓口負担における減免措置等の実態、収納率の向上による保険税の引き下げは可能なのか等々、検討、追求すべき課題は山積していると思うところであります。

この1年間、しっかりと議論して、所得格差、貧困の連鎖問題が社会問題化しつつある中における国民健康保険制度の受益と負担、あるいは公費投入のあり方について社会的公平、公正、正義の観点からどうあるべきか、徹底的に議論し、来年度の国保税見直しに反映させていこうではないかと、こう訴えたいのであります。

貧者の救済という、生活保護行政との緊密な関係性を有する問題に拘泥する余りに、介護、医療の根幹を形成する平成25年度国民健康保険特別会計予算に反対することは、さきに述べた国民健康保険制度における受益と負担、あるいは公費負担の割合はどうあるべきかという全体性を見失い、木を見て森を見ない類いの議論に出すことにならないか、ぜひとも再考をお願いをしたいと思いますと思うところであります。

また、市長以下の理事者におかれましても、平成25年度予算執行に係る国保税徴収における履行誠実義務を徹底的に果たしていただき、平成26年度予算における税率任意減免制度の充実拡大について誠意を持って取り組んでいただきますことをお願いを申し上げます。私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。委員長の報告どおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成25年度竹原市貸付資金特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり原案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号平成25年度竹原市港湾事業特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり原案を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号平成25年度竹原市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号平成25年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告どおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号平成25年度竹原市介護保険特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第35号2013年度、平成25年度の竹原市介護保険特別会計予算に反対いたします。

昨年の介護保険料の大幅な値上げは、市民の生活と暮らしにとって必要不可欠な医療、福祉の安全網を崩壊しかねません。年金給付の切り下げや所得の減少という厳しい中で、高い介護保険料は生活を脅かしていると考えます。予算説明資料を見ますと、介護保険料の滞納者は104名、滞納者への差し押さえは、平成23年度9件、24年度3件であります。新年度の予算措置は、憲法25条の生存権を守る、住民の福祉を増進するという自治体本来の責務に立ち返って行政執行すべきであります。

市内特養ホームの施設定員は153名です。特養ホームの入所希望者は490名、市民

のニーズ、生活の実態を踏まえた、特養ホーム等入所施設の大幅な増床は、喫緊の最重要課題の一つであります。市民や家族、関係者が安心できる、待機者ゼロの特養ホーム建設計画を強く求めておきたいと思えます。

また、在宅介護の訪問看護サービスで、24時間体制の実施を強く求めておきたいと思えます。

以上で私の反対討論といたします。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。委員長の報告どおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号平成25年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第36号2013年度、平成25年度の竹原市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論に参加します。

後期高齢者医療の保険料は、各都道府県で2年ごとに改定される仕組みであります。75歳以上の医療費と人口の増加があれば、際限なく引き上げる仕組みであります。昨年の保険料の大幅な値上げは、高齢者の生活を脅かしていると私は考えます。予算特全体質疑で明らかなように、月額年金が1.5万円以下の人、また無収入、無年金の人まで均等割の保険料を支払わなければなりません。最大の90%軽減措置が実施されても、年月4,197円、月額348円の保険料が課税されています。予算説明資料によると、保険料滞納者は、2008年がゼロ件、2009年が12件、2010年が18件、2011年が25件、2012年は31件と急増しています。短期保険証の発行や保険税滞納者への差し押さえ等、懲罰を科すことは、憲法25条の生存権から許されないと私は考えます。私は、緊急措置として、年金月額1万5,000円以下の高齢者には、保険料相当額を市独自で支援する措置給付することを強く求めておきたいと思えます。

私は、この後期高齢者医療制度の廃止を求めて、この反対討論にかえたいと思います。
議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号平成25年度竹原市水道事業会計予算について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、議案第37号2013年度、平成25年度の竹原市水道事業会計予算に反対をしたいと思います。

水道事業の責務は、生活用水等、将来にわたって安定的に確保し、公共の福祉を増進させることにあります。2013年度、平成25年度の予算において、債務負担行為3億5,331万1,000円、委託料1,681万5,000円が措置されており、東野水源施設の整備及び運転、維持管理業務をJ-POWER、電源開発株式会社に委託しようとしています。竹原市みずからがこれと同規模の水源開発をすると、コストは1立方メートル当たり103円27銭です。J-POWERへの委託すると、1立方メートル当たり101円であり、わずかなコスト差しかありません。また、将来の水源開発を民間に依存しない明確な答弁はありませんでした。私は、今後の竹原市の水道事業の責務を形骸化させかねない債務負担行為や委託料の予算措置は中止すべきと考えるものであります。

次に、広島県用水の受水費は、新年度予算で2億511万5,000円です。水道事業費の27%を占めています。県用水契約の抜本的な見直しによる水道事業費の削減、また将来を見通した市独自の新たな水源開発を進めることが必要だと考えます。

以上で議案第37号、新年度の水道事業予算に反対をいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとするものであります。委員

長の報告どおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（稲田雅士君） 日程第10、議案第38号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第38号竹原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市固定資産評価審査委員会委員のうち中沖明委員が平成25年3月31日をもって辞職されますので、その後任委員として、住田芳夫氏を選任いたしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価審査委員会は3名の委員により構成され、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するため設置されております。

住田氏は、昭和44年から主に中国地方の税務署に勤務し、この間出雲税務署署長、下関税務署署長の要職を歴任されるなど、税務に関し深い識見を持っておられ、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第 1 1

議長（稲田雅士君） 日程第 1 1、議選第 1 号竹原市選挙管理委員の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長によって指名することに決しました。

竹原市選挙管理委員に西川正彦君、上本幸雄君、岡崎聖君、福本悟君、以上 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました 4 名の諸君を竹原市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 4 名の諸君が竹原市選挙管理委員に当選されました。

日程第 1 2

議長（稲田雅士君） 日程第 1 2、議選第 2 号竹原市選挙管理委員補充員の選挙を行いま

す。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長によって指名することに決しました。

竹原市選挙管理委員補充員に梶梅利雄君、竹安幸代さん、藤田哲典君、平田章二君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の諸君を竹原市選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の諸君が竹原市選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第13

議長（稲田雅士君） 日程第13、発議第25-4号竹原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

13番（脇本茂紀君） 発議第25-4号竹原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案について提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、このたび地方自治法の改正によって「政務調査費」が「政務活動費」に改められることに伴い、政務活動費の額を年額「3万円」から年額「24万円」に改めるものであります。このたびの地方自治法の改正の趣旨は、議員の政務活動を活性化しようとするもので、地方分権時代にあつて、地方自治の二元代表制の一方の局である議会の政務に対する監視と提言、政策立案能力を高めようというものであります。これまで竹原市議会の政務調査費は、竹原市議会政務調査費の交付に関する条例によって、年額1人3万円と定められており、その使途基準は、竹原市議会政務調査費の交付に関する規則第5条別表第1によって、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費、その他調査研究活動に必要な経費に充てられるものとされてきました。これが、このたびの地方自治法の改正によって、さきの竹原市議会臨時会において、竹原市議会政務活動費の交付に関する条例に改正され、その第5条における使途基準のうち、その他調査研究活動に必要な経費が、行政陳情活動費、会議費に改められました。しかし、これまでの年額3万円では、その全てが調査旅費の一部もしくは資料購入費の一部に充てられており、この条例の本旨である議会の政務に対する監視と提言、政策立案能力を高めるための極めて不十分なものであります。県内類似都市と比較しても、安芸高田市36万円、庄原市36万円、三次市32万4,000円、大竹市21万6,000円、江田島市18万円、府中市12万円であり、竹原市は3万円で、県内最低となっております。議員定数の三次市26、府中市22、庄原市20、江田島市20、安芸高田市18、大竹市16で、竹原市14は、類似都市中、最少であります。そのことは、議員1人当たりが担当する政務、地域も広く、多くなり、議員の政務能力の向上が重要となっていることを示しています。議員の資質向上、モチベーションの確保のためには、調査研究、学習と交流は絶対条件であります。国から地方への権限移譲が進む中で、地方自治法の改正によって地方議会の権能の強化の一環として、政務調査費が政務活動費となり、その活用が問われている今こそ、政務活動費を少なくとも類似都市並みに値上げすることを提案するものであります。

なお、この条例を厳格に実施するために、政務活動費の手引きを作成し、調査研究活動の届け、実施報告書、収支報告書の保存、公開、計上できないもの、留意事項の厳格な運用、透明性の確保などについて定めることといたしております。

このような時期にこのような提案をすることは、到底市民の賛同が得られないという意見がありますが、それはひとえに議員一人一人がいかにかこの政務活動費を有効に活用する

ことによってその資質を高め、みずから獲得した成果を議会活動に繁栄することにより、市政の伸展と市民の信託を得るという気概と努力にかかっていると言っても過言ではありません。何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をよろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、今の提案理由の説明を受けて、3点ほど質問をしておきたいというふうに思います。

まず1点目には、今の政務活動費、現行3万円から8倍の24万円、今提案理由の説明の内容で使うというふうなこともありました。私が第1点目に質問したいのは、やっぱり市民の税金を使うわけですから、確かに議員の調査研究活動、これも必要だし、その気概と努力にかかっているんだということの説明もありましたけれども、私は税金を投入して、現行3万円を24万円の8倍にするという状況の中では、私は今先ほど一般の会計予算で討論しましたように、市民の税金使うんだから、市民の暮らしのことは考えていくというのは、政治家としてやっぱり当然だと思うんです。それでまず聞きたいのは、さっき言った使い道とか議員の気概と努力、これは大切なんだけど、私があえてここで聞きたいのは、3万円から24万円に8倍に上げる、これは税金を投入するんだということを考えて、私は市民の今の暮らしや生活が提案者としてどう認識されているのかなと、ここを第1点に聞きたいんです。それから、今なぜ上げる必要があるのか、今じゃないといけないのかということが1点目の質問であります。

それから、2つ目の質問は、これは前回での全協でもちょっと申し上げましたし、地域新聞の、これ中国新聞ですけれども、昨年9月6日の地域新聞の社説が出ていることを紹介して、皆さんにも配布をさせていただきました。ここで、こういった政務調査費の使途緩和、住民の理解が得られるのかという見出しで、これは載ってます。それで、なぜこういうことになってるのかということは、国での地方自治法の改定で政務調査費の使途が緩和された、そういった経過。それも本来ならやっぱりいろいろ審議は十分しなくてはいけないんですけれども、突然出されて、この3時間余りの委員会の中での採決になったということで、要するに十分な審議がされてるのかというような批判の声があって、そういったやっぱり政務調査費の拡大されたという、この法の経過からして、少なくともここ中には住民の理解が得られるのかという大きなテーマ、それは税金投入ってこともありますから、私は必要じゃないかと。ですから、2点目の質問は、住民の税金を使うからには、

先ほど今提案理由の説明ありましたような中身を大いに市民に知らせて、3万円から24万円にさせてくれというようは提案を我々がする。そして、市民のいろいろ賛否あるでしょう。賛成、反対はあってもいい。だから、そういった市民の理解を得る努力をやっぴりやりなさいよというのが、この法律ができた後の社説の中身じゃないかと思うんです。

それで、平成24年9月5日の総務大臣の通達でも、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定める際には、住民の理解を十分に得られるように配慮しなさいよと、こういうことがあえてこの通達の中にある。ですから、経費の拡大っていう条例は先につくったけれども、それと関連した、こういう予算の3万円から24万円という8倍もの拡大ですよ。ですから、私は、時間をかけて市民の意見を聞いて、後決めればいいんじゃないか、そういった場をなぜ設けんこうにさっさとやるんかと。なぜ市民の理解を得る場をつくらないのかということをして2点目としてちょっと質問したいと思うんです。

それから、3点目ですけども、これは我々議会のルールにかかわる基本の問題であります。私は、こういった議会のルールの問題は、全会一致が大原則だと。他の、さっき言った一般議案のほうはいろいろ意見があるでしょう。賛否があるから、いろんな調査研究、十分議論尽くして採決するんですけども、とりわけやっぴり議会の土俵づくりの一つ、議会のルールにかかわる問題については、せめて議会の全会一致といいますか、これやっぴり原則じゃないか。少なくとも、十中八九賛成で、これをみんなで作ろうじゃないか、大多数の合意といいますか、賛同といいますか、私はこれを得る努力をしてからでも遅くはないんじゃないかという面で、3点目の質問としては、議会のルールの問題ですから、なぜ大多数の人が賛成できる、そういった合意形成つくる努力をしないで、さっさと出すのか、この3点を提案者にお尋ねしたいと。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） ただいまの質問に答弁を申し上げます。

まず1つは、現在の市民の暮らしあるいは生活をどのように考えておるのかで、今日の経済情勢、あるいはさまざまな貧富の差、そうした状況が市民をおおってきている、そういう厳しい状況にあることは十分認識をいたしておりますし、また実はそのような実態をどのように見るか、そのためにはまず議員がしっかり今日の状況を全体的な状況の中からきちんと分析をし、またそれを吟味する、そういう能力が問われているとも思うわけでございます。そういう今日の市民の暮らしというものを本当に改善していくためには、やはり今日の法令をどのように変えていくか、あるいは今日の法令に従ってどのようにそれを

行うか、あるいはそうした市民に今の市政の現状というものを十分に理解をしていただくような、それを知らせるのも、また議員の任務であります。

今、地方分権が進展して、ある意味では、地方議会の権能というものが大変重要な時期に至っている。そういう時期に、議員みずからがしっかり勉強をして、まさにそういう貧困の問題や、そういう問題をしっかりこの議場の中で訴えられるような力をつけるということが今強く問われていると思います。私は、そういう勉強が今議員に大変必要だと。単に見るだけではなくて、それを分析し、そしてそれをしっかり政策として反映するというのが本来議員に与えられた任務でありまして、そのためには、それに必要な費用というものを確保しなくてはならないという意味で、1つ目の提案をいたしております。

2点目に、先ほどの中国新聞の記事は私も読みましたけれども、この批判が特に集中しているのは、例えば広島県や山口県、あるいは広島市であります。広島県や山口県は、この政務活動費の年額は420万円であります。そして、広島市は、この年額の額は1人当たり360万円あります。こういう市の例を出して、果たしてこの使途はちゃんと正確に使われているかということに対しては批判の目があることは確かでありまして。しかし、我々は、この24万円をいかに大事に、また正確に使い、それが住民の福祉や、あるいはこの竹原市政の伸展に役に立つように使われるということを前提にしてこの提案をいたしておるわけでございまして、24万円という額が決して高いものでないことは明らかであります。

また同時に、この24万円という額は上限規定でありまして、議員一人一人が24万円どうしても最大限使おうということではございません。中には、3万円の必要で結構という方もおられるでしょう。私は使いませんという方もおられるでしょう。そういう議員の、いわば多様な意見というものを反映して、額を確定してるわけではなくて、24万円を上限額として、それぞれの議員がこの政務活動費というものに対する判断なり価値基準をもってこれを利活用するという観点から、上限規定として24万円というものを設けているわけでありまして。そういう意味では、必要でない方は多分使われないだろうし、今のような批判を受けて、その答弁に困るような方は使われないだろうと思いますし、そういう意味で、全会一致の原則でありますけれども、全ての議員がこれを適用して運用できる。その際には、それぞれの議員の意思が具体的に反映されると。この使途を住民に説明することによって反映されるという仕組みになっています。そのことを我々は、これから定めますところのこの手引きによってさまざまな制約を設けてこれの執行に当たり、市民に対

する公開性、これについては確保すると。

それだけではなくて、議員が広報、広聴をやるということが大変重要であります。今の3万円では、広報、広聴というのは、ほとんど個人の負担に委ねている状況の中で、やはり市民にとっては、議会の状況を不断に市民の方々に知らせていただく、そのことは一定の費用がかかることは十分承知の上でありまして、そういう作業を議員ももっと一生懸命やろうじゃないかという意思も込めて、今までは全く使われてなかった。全くではありませんけれども、例えば広報、広聴というふうなものにこういうことが十分に使われれば、もっとこの議会の活性化というものを図れるのではないかと、そういう判断をいたしまして、提案をいたしました次第でございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私が質問したとこのポイントがちょっと明確に答えていただけないということなんですけれども、私がやっぱり一番言いたいのは、今税金を投入する、3万円から24万円の8倍、倍数でいえば8倍。金額は、先ほど高くないという声もありました。

私は、第1番目の税金を投入するという限りは、我々は政治家ですから、確かに勉強やいろんな経費はかかる。しかし、今皆さんが、先ほど私申し上げたように、竹原市としても国保税の負担がやっぱり上がってる。介護保険や後期医療費や、全ての暮らしが大変な状況にある。一つの例で私も言いました。100万円以下の所得の人が、国保では4割、5割近い。そういった中で生活をしている。本当に爪に火をともしような状況の中で暮らしを本当に一生懸命頑張っている。年金生活者も、削減されて、暮らしは大変だなという声を私は聞きます。だから、調査研究のために3万円が少ないから上げてくれと、その関係は、到底市民の理解が得られんのではないかという面で、暮らしは今厳しい認識はあるけども、そのための調査研究はお金が要るんだと、上げてくれと言うことは、私はやっぱり市民の方が到底理解できない。

じゃあ、我々議会が国保税の値上げや、いろんな暮らしの問題で、力合わせて負担を軽くしようじゃないか、そういったやっぱり努力をしましょうよね。だから、私がもう一回聞きたいのは、市民の税金を使うんだから、暮らしの状況が厳しい、厳しいなら、我々政治家だとしたら、まだ率先して頑張ろうじゃないか、そういう思いは提案したらどうなんですか。再質問です。

それで、2つ目には、それは市民の私は税金投入だから、ここの新聞の批判の声を紹介

しました。大臣の通達も紹介しました。ここは、金額が多い少ないの問題じゃないんですよ。一元たりとも市民の税金はきちっと使わなくちゃいけない。そういう努力をしなくちゃいけないというのは当然であると思うんです。だから、私はさっき言った、この新聞の批判は、確かに広島市なんか高いですよ。そういったことの批判も出てるのも事実です。しかし、私がここでちょっとあえて質問したのは、金額の問題じゃなしに、本気で3万円が24万円に必要と考えるなら、市民の皆さんに、こういう使い方をしたい、3万円じゃ足らんよと、10万円、20万円にしてくれと、堂々と論拠を張って説明する場を設けたいか、それが。市民の、住民の理解を得る努力をする必要がある、その場をなぜ委員会とかいろんな特別の場が、つくればいいのか、半年、1年かかって、なぜ悪いんですか。私は、あえてこの紹介したいのは、12年9月6日の中国新聞の社説です。住民の理解は得られるのか。

4段目のところに書いてありますけれども、法改正では使い道を広げたり、その範囲は条例で定めることを義務づけたと。衆人の監視の中で議論するのだから、無駄な支出は食いとめられる、これが提案者の言い分だと。その後ですよ。本当にそのとおり進むだろうか。あえてこういう記事の書き方をされて、住民の理解を得るように努力すべきじゃないですか。そこでは、多い少ない、いろいろ意見が出るでしょう。そういう意見を聞いて、半年、1年かかってもいいじゃないですか。住民の理解を得るように、こういった批判を受けないように、無駄な支出を食いとめます。3万円じゃ足りません。何とか24万円にしてくださいと、堂々と市民の前で説明すりゃあいいじゃないですか。私は、その場をなぜ設けないのかと、提案者にぜひ伺いたい。

それと、議会のルール等の問題では、ぜひ全会一致というのは大原則、そしてせめて大多数の議員の方が賛成しようかという、そういう努力はしていかないと、私はいけないんじゃないのかなということで、1点、2点をもう一度やっぱりお聞きしたいなと思います。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 議員には、市民に対する説明責任というものがあることははっきりしているわけで、これは具体的にこのお金をどのように使うかということをそれぞれが明示しなくてはならないわけでありまして。したがって、もし市民がそんな使い方をしてるっていう形で批判が出るような内容については、当然それは指弾をされるでしょう。我々が、議会活動、あるいは議員活動を行うときに、市民に自分たちがやっていること、

あるいは自分たちが議会で行ったことを知らせる義務があります。それとあわせて、あらゆる学習の機会を得て学習をし、そしてそれを政治活動に繁栄していく、あるいは議会活動に繁栄していくというのも我々の義務であります。そのためには、議員は、調査をし、研究をし、学習をし、交流をし、そういうことを積み重ねることによって、議員としての資質を高めていくわけであります。

私は、議員の学習のために例えば税金を投入してはいけないという論理のほうがむしろわかりません。例えば、市の職員の方々が、もし全く学習ができないような、市民が生活が苦しいから市の職員が研修を全くしなくてもいいというわけにはいかないでしょう。私は、常々主張をしておりますけれども、市の職員の方々にもできる限り先進地に行って勉強をしてきてもらいたい。そして、今日の、さっき話が出たような貧富の差はどっから出てるのかっていうようなことをもっとしっかり勉強する機会を持ってほしい。そのためには、現地に行くことも大事だし、市民の中に入ってその暮らしを見てくることも大切だし、同時に先進地でそういう先進的な施策をやっているところをしっかりと見てくることも大切です。百聞は一見にしかずであります。そういう作業が、ある意味で議員にも職員にも求められている。それをそういうふうにするのであれば、私は市民の了解といいますか、賛成は得られると思います。そういう意味で、私たちがそういうふうにな平生の議会活動をちゃんと市民に伝え、そして市民の声を日常から聞くような、そういう活動をやっているかどうかのほうの真価が本当の意味で問われているわけでありまして、この24万円をどのように使うかによって一人一人の議員の真価が問われるという、そういう提案でありますので、それに応えるような議員各位の不断の努力というものを期待をいたしまして、答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） すれ違いの答弁になっておりますけれども、私が言いたいのは、政策活動費、政務活動費、そこに税金を使ってはいけないということは、一つも言ってませんよ。職員の調査研究をしたらいけんとは、私は一つも言ってませんよ。私が、今質問したのは、厳しい市民の暮らしの中で、なぜ今3万円から24万円に上げにゃいけんのか。それともう一つは、本気で必要なんなら、半年、1年かかるかもしれないけれども、なぜ市民に、皆さんの税金です、こういったお金が足りないから、こういった調査研究をしたいから、24万円に上げてくれと、なぜ堂々と言えないんですか。そういった場を設けてもいいじゃないですか。議会の中で上げとったら、ここに批判のとおり受けますよ。

第2の議員報酬と言われることを自分たちだけでの狭い範囲で決めちゃいかん。市民に十分の理解を得るような努力はやっぱりやるべきじゃないですか。これをやらないで上げとって、使い道報告せえ、それは当然のことじゃないですか、ちゃんとせにゃいけんのは。私は、そのことを今言ってるんじゃない。上げる前に、市民の暮らしを考えたら、今上げるべきじゃない。もし上げる必要があるなら、ちゃんと説明してから、説明をする場を設けて、そういったルールは、段取りを踏んでから我々で決めればいいんじゃないか。それをしないで上げること自体は、市民に批判を受けるのは当然だと。私はやっぱりやめるべきだと、今回の提案をということを繰り返し申し上げたい。もう一度、やっぱり意見があれば、ちょっと意見を上げてもらいたいと思うんです。答えていただきたい。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 市民の方々に理解を得る。それは、やっぱり私たちが議員になったときからかかっている問題ですよ、常に。そして、それを理解を得るために努力することは極めて重要であります。そのためにも、広報、広聴というのが必要なんです。そして、議員は議会だよりを発行して、多くの人たちに自分の意思を知らせることが必要なんです。そして同時に、そういうものを発行するためには、議員が力をつけなきゃならない。そのためには、勉強が必要なんです。視察をすることも必要でしょうし、先進地から学ぶことも必要でしょうし、たくさんの本を読むことも必要でしょうし、さらに法令なんかに関してしっかり腹の底におさめるような、そういう努力が必要なんです。そういう努力のために、このような費用を提案しているわけございまして、それはこれから我々がしっかりと説明責任を果たせば、住民の理解は間違いなく得られると確信を持っております。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 0時58分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、発議第25-4号の審議を続けます。

これより討論に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） 私は、今回提案をされております、現行の政務活動費3万円を8倍の24万円にする改正条例案、この案件につきまして反対の立場で討論をさせていただ

きたい、このように思っておるわけでございます。

また、質疑等々をあえて省略をさせていただきました。それは、今回、議会運営委員長であり、提出者となりました協本委員長におかれましては、いろんな意味で大変な御労苦があったのではなかろうか、このような思いを持っておるわけであります。

また、現在23年目に議員生活入るわけでございますが、同じ6期、23年間、この議場の中で議員活動をともにしてきた。そういった中で、先ほども松本議員といろんな質疑の展開がございました。質疑をすることによって、お互いが激しい口論になってもいけない、このような思いも持っております。また、それをきっかけに、今後の人間関係も悪化してはいけない。こういった思いで質疑を省略させていただいたわけでございます。

また、もう一点は、議長におかれましては、先般の全員協議会が終わった後、翌日の中国新聞の中に、今回の進め方、提案は少々強引過ぎたが、議論は大いに議場で交わせばいい、こういった御発言のコメントが中国新聞にあったわけでございます。私もばか正直な人間でございまして、議長のお言葉に甘えて、議論、反対討論をさせていただきたい。こういったことでございまして、議長におかれましては、お許しをいただきたいと思います。

さて、反対討論をさせていただくわけでございます。これをひもといてみますと、現行の3万円、この改正があったのが、ちょうど平成13年ではなかったかと思えます。名称を政務調査費、当時は8万円で行っていました。しかし、マスコミ等々におきまして、先ほど議論がありました政務調査費のあり方、これは先ほど答弁のやりとりの中であったように、私ども竹原市議会のことではなく、大きな都市のいろんな海外視察とか、いろんな案件につきましてマスコミ等々がいろいろと御批判をされていた、こういった経緯がある。そして、当時は、合併等々の問題がございまして、当時いろんな意味で、このままでは竹原市財政は破綻するのではなかろうか、こういった経緯の中、議会みずからが姿勢を正す意味で、あるいは襟を正す意味、そして自分たちも身を削る思い、こういったことを示さなくてはならない、このようなことで3万円になって、今日まで来た経緯があるわけでございます。

そしてもう一点、今日までの今回のこうして提出をされた一つのきっかけというのは、昨年の11月に議会人事がございました。稲田議長におかれましては、議長立候補に当たりまして、議長になればこういったことをさせていただきたい、ああしたことをやっていきたい、こういった8項目の文章を持って、各議員の皆さん方をお願い、あるいは公約を

されたわけでございます。その1項目の中に、この政務活動費、これをいろいろと見直しをしたい、こういったことでございます。それに基づいて、今日まで3万円というのは、他の市議会、あるいは県内、いろんな全国的に見ましても少ないのではなかろうか、こういった声は、私も含め、ここへいらっしゃる14名の議員の方々は皆思っているのは確かでございます。そういった中、1月に入りまして、いわゆる全員協議会、あるいは議運等々、そして全員協議会、こういった流れになりまして、今回の提出に至った経緯ではなかろうかと思えます。

またもう一点は、先ほどお話があったように、地方自治法の改正によりまして、政務調査費、これが名称が政務活動費になった、こういった大きな要因、これも今までの政務活動費、これを拡大解釈して、使途のほうもいろいろと多岐にわたって使用できる、このようなきっかけもあった。これは確かではなかったかと思えます。そういった経緯が、私なりに整理したつもりでございます。

そして、じゃあ今、国、あるいは竹原市、あるいは竹原市民のどんな情勢であるのか、これを私なりに分析をしてみますと、国においては、本年交付税約4,000億円余りの減とされて決定をされたわけでございます。当竹原市においても、その影響額といったものは、約4,500万円余り例年よりは少ないわけでございます。これは、財政の上からいって、4,500万円が多いか少ないか、個々の判断があろうと思えます。4,500万円余りは少なくなった。そして、竹原市においても、先般ここで可決をされたように、市長、あるいは副市長、そして教育長、この平成15年から十数年間にわたりまして、市長におかれたら10%の報酬の減、そして副市長においては7%の減、そして教育長においては5%の減、それは、いわゆる市長の判断というのは、当時合併もできない、そして特例債等々もいろいろと使うことができない、身の丈に合ったいろんな財政運営をしていかなくてはいけない、こういった十数年にわたって、みずから減額をされておられる。それは、可決をされたわけでございます。じゃあ、職員の方々、ここにいらっしゃいます、前にいらっしゃいます部課長の皆さん方、27名いらっしゃるわけでございます。この方たちは、昨年より給与を5%カットされて、今回も可決をされたわけでございます。よろしいですよという判断を我々議会人はしたわけでございます。この効果の額といったものは、27名で1,000万円、そして市長、三役におかれましては260万円、こういった金額に直しますと、そういうこと。そして、27名の若い部課長の皆さん方におかれましては、全員協議会でもお話をしたわけでございますが、他の市町と比べて、年齢構成と

いったものが若い皆さん方でございます。各家庭に例えてみますと、恐らく小学生の方、中学生の方、高校生の方、大学生の方、こういった家族構成ではないかと思えます。年間1人当たり38万円、これは3万円ずつでも月に仕送りもできるわけでございます。これも、課長の皆さん方は、いろんな市民の皆さん方からいただいておる市税等々で私どもはやっていかななくてはいけない、そして身を市長も削ってられる、副市長も削っておられる、私どもも協力をしようじゃないか、そういった意気込み、意思ではないかと私は解釈をしておるわけでございます。奉仕者の心、奉仕者の気持ち、こういったことは十分職員の皆さん方は理解をされていらっしゃる、このような判断を私自身は持つておるわけでございます。

じゃあ、市民生活、今の2万9,000を切った竹原市民の生活ぶり、これはどのようなことかと言いますと、昨年より介護保険等々も上がってきた、あるいは年金もだんだん少なくなってくる。そして、施設は今は春がそこまで来ておるわけでございますが、4月からは電気代は上がる、ガス代は上がる。そして、石油はまだまだ高くなる。そして、食料品等々もいずれはまた上がってくる。そして、来年には消費税等々も8%になる。先行き真っ暗の負担増の春ではないか、このような思い。じゃあ、竹原市2万8,000台の人口で、1万人以上の方が65歳以上の方でございます。ということは、年金生活をされていらっしゃる方もいらっしゃる。これは、全国的な平均、夫婦で250万円で生活をされている、こういったデータもあるわけでございます。ということは、250万円というと、月に20万円、このような生活をされている。そして、一方では、足りない分は、いろんな意味で貯金を崩したり、退職金をためているのを崩したり、そういった生活ではないでしょうか。そして、竹原市民の平均所得というのは、計算をしてみますと、230万円余りでございます、そういった観点。我々議員報酬というのは、期末手当、あるいは報酬を合わせますと、平均的には14人で割ると約610万円余りになるわけでございます。これは、別個にいたしまして、そういった生活ぶりではないか、このように思うわけでございます。そういった観点から言いましても、大変厳しい状況である。

そして、質疑等々でもいろいろと議論が質疑展開が出ておりました。ある人は、一般的ないろんな歳入歳出、こういったことを考えてみると、より厳しくなる、そういった観点からいっても、職員においては、より一層の努力をいただきたい、このようなお声もあったわけでございます。そういった中、議長を除いた13名の方々のうち8名の方々が、今回のこの政務調査費3万円を24万円にする、このような御提案でございます。もちろん

ん、今日までの全協、あるいは議運等々で議論はいろいろございました。今市民感情の上からいって、するべきではなかろう、あるいは控えるべきではなかろうか、このようなこともあったわけでございます。決して私は正義の味方、あるいは弱者の味方、そういった意味で言っておるわけではございませんが、この辺のところもある程度はわからなくてはいけない。そして、とり方によったら、他人には厳しく、自分には甘い、こういった解釈ではないか、私はそのようにとおるわけでございます。

いろいろな意味合いもあろうと思います。参考に、先ほど議論の中で、じゃあ3万円を有効に使って、いろんな資質の向上をしなくてはいけない、政策立案能力、こういったものも示さなくてはいけない、このような提出者の脇本さんの答弁があったわけでございます。じゃあ果たして、議長も新聞報道の中には、2回ほど新聞報道へ載ったわけでございますが、この増額をすることによって議員の質の向上、こういったお言葉を言われておったわけでございます。じゃあ、議員の質というのは、どのレベルをもって、こういった尺度でおっしゃっているのか、私自身は、議員の質の向上、その線というのは皆目わからないわけでございまして、反論をすれば、そっくりそのまま議長のほうにそのお言葉をお返ししたい、こういったことも強く言いたいわけでございます。もちろんこの14人の皆さん方、今当選回数1回、2回、こういった方が8名いらっしゃるわけでございます。すばらしい皆さん方でございます。そして、私ども、いつの間にやら6回生になったわけでございます。そういった観点からも、市民のいろんな傷み等々はわかっていかななくてはいけない、このような思いは、事実持つておるわけでございます。そういった観点から、じゃあ1年生、2年生含めまして、現在ちょうど7年目でございますが、どのような3万円等々を使ってきたのか、これを調べてみますと、今から申し上げますと、全然使っていない方が、共産党、海援隊、これは1期生の方でございます。1回御使用に、平成18年から24年度まで使っていらっしゃる方が、1回の方が2名、いわゆる民政同志会の1回生の方、そして民政同志会の1回生の方、この方2年でございますが、1回ずつ御使用になっております。そして、2回活用をされているのは新生会の方、これは三次、平成18年に行かれ、そして余ったお金は書籍のほうを買われている。そして、平成19年においては、広報紙、そして書籍の購入、20年、21年、22年、23年、24年、24年はあと10日でございますが、全然使っていらっしゃらない。そして、明政会の方、これは2人の会派の方でございますが、この方が平成18年は御使用になってない。そして、平成19年には山鹿市のほう、そして平成20年には沼田市、それから平成21年、22年、

23年、24年は御使用になってない、こういったこと。そして、快政会の方、これは、当選回数1回の方ですが、熱心な方でしょう、23年、24年、まだ議員になられて2年少々ですが、愛知県豊田市の足助町、そして24年度においては書籍の購入、こういった2回の使用。そして、3回御使用になっているのは、明政会の方でございまして、平成18年は、なし。平成19年山鹿市、そして20年には沼田市、そして21年には大田市、こういったところで3回御使用になっている。平成22年、23年、24年には御使用になっていない。そして、民生同志会の3期の方でございまして、平成18年には書籍の購入、平成19年には高松市、あるいは書籍の購入、そして平成20年、21年、22年には御使用になってない。23年には書籍の購入、本年24年はまだ御使用になってない。3回の御使用でございまして。そして、自由クラブの方、これは平成18年は使っていられない。そして、平成19年には山鹿市、平成20年には沼田市、平成21年には大田市、平成22年、23年、24年には3万円をお使いになってない。そして、次に4回、この7年間で使っていられる方は3名いらっしゃるわけですが、夢クラブの方が、平成18年には三次、書籍、そして平成19年には広報紙、書籍、そして平成20年には沖縄の糸満市、そして平成21年には鳥取市、平成22年、23年、24年には御使用になってない。そして、社民党の方でございまして、平成18年には書籍購入、そして平成19年には大三島、書籍の購入、そして平成20年、21年、22年は御使用になってない。平成23年には書籍、平成24年には書籍。そして、市民会議の方、今現在2期目の方でございまして、平成18年は、もちろん議員の席がございませぬ。そういったことで、後半になるわけですが、平成18年には使っていられないわけですが、平成19年に書籍、20年、21年には使用になってない。平成22年には書籍、そして平成23年には足助町、豊田市のほうで、そして24年には書籍で、以上4回御使用になっていらっしゃいます。じゃあ、一番活発に行動力を持って使っていられるのが公明党の方でございまして、平成18年の後半には三次市、書籍、平成19年には広報紙、書籍、平成20年には沖縄糸満市、平成21年には鳥取市、平成22年には会津若松市、平成23年には沖縄本島より離れた石垣島、そして平成24年には、本年度でございまして、愛媛県の内子町、こういったことで、一番フルに使っていられるのは公明党の方だけである。あとの方は、4回が3人、3回が3人、2回が3人……。やかましいぞ、誰かかちかちかちやりよんでないんか。1回の方が2名、0回の方が2名、そういった、これが現在まで使われた政務活動費でございまして。こういったことも御理解

をいただき、もちろん提案者でございます協本議員がおっしゃるように、いろんな議員の質の向上、そういったこともやんなくてははいけない。しかし、皆さん方よく思い出してみてください。今から3年、4年前には、当時議会サイドのほうで、湯崎知事をお招きをして、研修会等々をした。広島県の県政のあり方、いろんなこと、そして海の道構想について勉強会、研修会をした、あるいは経済の勉強をしなくてははいけない、こういった観点から、経済産業局の局長、長尾さんをお招きをして、職員と一緒に勉強会もした。そして、県の職員、本県の関係でございますが、地方分権を習わなくてははいけない、あるいは道州制を勉強するべきだ、こういったことで議会サイドのほうでは山本氏を御招待しまして、県庁からお招きをし、そして勉強会をした。あるいは道の駅オープンまでにいろんな議論を交わさなくてははいけない、こういった関係から、比治山大学の山田先生の門下生でございます学生さんたちをお招きをして、三原のモデルをつくられた学生さんたち、そういったことも参考にしたい。こういったことで、3年前、4年前は、議会サイドのほうで、いろいろと私は勉強したではなからうか、こういった思いがするわけでございます。

じゃあ、果たして3万円使ってない方もいらっしゃるじゃないか。じゃあ、お金をかけずにできることも、先ほど言いました、いろんな勉強の方法、工夫をすれば幾らでもあるではないか。いろんな御努力がある公明党の議員のように、遠くまで見に行かなくても、あるいはいろんな意味でできるではなからうか、そういった捉え方もあるんでは私はないかと思っておるわけでございます。

また、県内には、自治あるいは地方行政に詳しい川崎先生とか、歴史文化に詳しい三浦先生とか、あるいは水の權威の先生でございます佐々木先生とか、あるいはまちづくりの観点に強い比治山大学の山田先生とか、いろんな意味で、お金をかけなくてもできる、こういった思いを持っておるわけでございます。

私も、稲田議長に、あえて今提案をして、火中のクリを拾うべきではなからう、ここはじっと我慢をして、時代、あるいは時代背景、社会情勢がよくなって提案をされたらどうですか、こういったことは個人的には言いました。ですが、結果的には、きょうの運びになったわけでございます。

ちょうど先般中国新聞、1カ月前の新聞を朝刊を拝読しておりますと、公明党の山口代表が、このような発言をされていらっしゃいました。政治というものは、決して数の力で決めてはいけない。そして、皆さんの合意形成をもって進めるべきだ。今は、自公連立で優位な立場に立っているが、丁寧ないろんな説明責任、あるいは皆さん方の合意形成、こ

れが一番必要ではなかろうか、このような御発言があったわけでございまして、私も共感を持ったわけでございます。さすが、地方議員3,000名、あるいはそのうち900名の方は女性議員の方でございまして。そういった立党精神でございまして、民衆の声を政治に反映する、さすが山口代表だな、このような共感を覚えたところでございまして。そういった観点からも、先ほど言われましたように、こういった我々議員に対するいろんな身分のかかわることは、せめて全会一致までいかななくても、全会一致に近い同意をもらい、そして進めるべきではなかろうか、このような思いがするわけでございます。

また、この際でございまして、いろんな御意見があろうと思っております。賛成討論、反対討論、こういったことは、議長さんの言葉をおかりすれば、この議場ですればいい。そういった活発さからいっても、後ほど賛成討論の方は、どんどんと賛成討論をお聞かせ願いたい、反対討論の方は、どんどんと反対討論をお聞かせ願いたい。このような思いがしておるわけでございます。そういった観点から、ネットの世界ではございませんが、フェイスブックのいいね！竹原市議会、こういった判断がいただくような、そのような竹原市議会になっていただきたい、このような思いがしておるわけでございます。以上が私の個人的な反対討論の理由でございまして。

以上でございまして。

議長（稲田雅士君） 12番。

12番（吉田 基君） 私は、賛成の立場で討論に参加いたします。

先ほど来より、協本市議提案者から出された議案に対し質疑の中、また小坂議員より反対の立場でのお話がありました。昔の会派における8万円のお話も、22年前、私たちは、その経費においていろいろな勉強をさせていただいたことも事実であります。当時は、会派主義がしっかりと議会の中に根をおろしており、人事から、またいろいろな議会活動も、すべからず会派において大きく左右されたと、このように私なりに振り返っておるわけでありまして。

今回のこの政務活動費交付に関する条例に対し、私なりに思うに、大きくは、年額3万円が24万円という額になる、月に直せば2万円という考え方もできるわけですが、上限を24万円とし、そして松本議員からこのことに対し、8倍の大きな飛躍であるというふうな指摘がなされております。思うに、例えば広島市議会の年額360万円からこれを割ることになれば、おおむね1.5倍以上の広島市議会では政務活動費を受け取っておることになります。私は、8倍とか1.5倍とか1.5分の1とかということではなくて、市議会議

員として恥ずかしくない、どこに出しても堂々として、議員として立派な市議会議員になっていくという観点からして、一体どの政務活動費が妥当であろうか。本来言えば、24万円では、私はまだまだ足りないと思っております。24万円の中で工夫と創意を凝らして、私たちの議会活動に議会人として研さんに励んでいく。とりわけ、若い新進気鋭の皆さんには、今日までの竹原市議会が行ってきた数々の問題、こういうことも一つの歴史として身につけていただき、将来に期していただきたい。道州制が5年先に来るか来ないか、私にはわかりません。自民党は、与党は、5年以内を目途に道州制導入を目指してくると、かように私は考えております。東広島、三原、この竹原は、ちょうど広島県のど真ん中になります。ありとあらゆるものが、消防にしる、ごみの問題にしる、広域で解決をしていかなければならないようになっております。私たち議員がこれらの展望を踏まえ、医療、介護、福祉、広域連合体でやっていかなければならないのは、道州制が来ようが来まいが、考えていかなければいけない大事な一つの大きな展望課題であろうかと、このように思います。議員として、他の市の議会人に負けない、竹原市議会議員として恥ずかしくない立派な市会議員になっていくことが、この24万円を有効、効果的に使っていく大事なお金だと思っております。確かに、3万円から24万円、市民の皆さんからしたら、8倍という大変大きな額に思えるかも知れません。しかし、1年間24万円を使って、私たち議員が研さんを励んでいき、もってこの竹原市の将来の展望を切り開いていくことをお誓いして、賛成討論といたします。

議長（稲田雅士君） 2番。

2番（高重洋介君） ベテラン議員の先輩方お二人が、いろいろな意見の中、新人1年生議員として大変恐縮とは思いますが、私も14人分の1として、自分の思いを述べさせていただきたいというふうに思います。

私は、この議案に対して反対の立場から意見を言わせてもらいます。

私は、5年前、人口が3万人を切り、この竹原市を若い力、また市民の力で少しでもこれから育っていく子供たちのために何とか変えることができないかと、そういう思いで、きょうこの場に立たせていただいております。たくさんの方に支援をいただき、この場に立たせていただくことを大変ありがたく、そして一生懸命仕事をすることで、そのお礼ができるのではないかとこのように考えております。本当に大変恐縮とは思いますが、私なりの意見を皆さんに聞いていただきたいというふうに思います。

まず、1月の末に議会運営委員会があり、1時間弱の議論でした。そして、2月に入

り、全員協議会で議論がありました、しかし2時間弱。今まで2回の会議で、3時間弱の議論です。そんな中では、市民の方に説明責任が私にはできません。3万円が安いか高いかと言えば、決して高い金額ではありません。しかし、それなりに工夫をすれば、近年インターネット等、いろんな情報もあります。しかし、インターネットだけでは勉強ができないのも事実あります。しかし、これまで毎年これだけの活動をして、これだけのお金を使って成果を上げているというような、だから足りない分、せめて24万円に上げてもらえないかというような説明が私には要るのではないかというふうに考えております。確かに、この中では、私が一番勉強ができず、質も低いかもしれません。もっともっと勉強しろと言われております。しかし、お金をかけるだけで勉強ができる、また議員が向上ができるというのは、果たしてどうかなというふうな思いもあります。もっともっと時間をかけて、みんなで協議をして、市民の皆さんも入ってもらい、一緒に協議をしていく中で、時間をかけて上げていくことが必要ではないかなというふうに思います。

また、この議会中の中でも、市職員と議員がともに資質向上を目指してと言われておりました。確かにそうだと思います。であるならば、市職員の県外出張なども必要ではないのかと思います。たまたま今この議会中に、私は、市庁舎移転問題の話をさせていただきました。検討委員会に1,000万円という予算もついておりました。であるならば、その一部をそうした既存の建物を活用して市庁舎を利用しているところが全国に多々あると思います。市の職員さんがそういうところへ行って視察をして、そして竹原に持って帰って、そして議員と一緒に勉強して、市民によりよいサービスが提供できるような勉強も必要ではないかなというふうに思います。大変生意気なようなことを言うようですが、私は、議員として恥ずかしくない説明責任が必要ではないかというふうに思います。

以上です。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（北元 豊君） 私は、今回の交付に関する条例の一部を改正する条例案に対し賛成の立場で討論に参加いたします。

本市の政務活動費の条例改正については、平成24年1月25日を皮切りに、議会運営委員会から始まりまして、代表者会議、全員協議会、そして平成25年2月19日全員協議会に至るまで、積極的に議論してきたところでございます。

今、目まぐるしく社会、経済、そして竹原市の現状を含め、情勢が変化しているところでございます。議員みずから、講演、研修会に参加することによる、また専門書などを含

め、よりスキルアップを図り、政策立案に生かしていかなければいけないという思いでございます。県内類似平均26万円に対し、本市は上限年24万円の政務活動費ではございますが、先ほど申しましたように、講演、研修、その他等々でスキルアップを図る、そして政策立案に生かすということが本来のこの政務調査費の目的ではないかというふうに考えております。そして、活動に関する実施報告、それはより透明性を期しておるわけでございます。そして、この透明性を期すことによりまして、より議員の向上を図るということも目的でございます。だから、私は、この議員政務活動費の上限改正に対する議案に賛成をするものであります。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私は、竹原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、議論のスタート時から慎重にあるべきこと、議論の公開性を確保すること、マスコミの厳しい批判を受ける可能性があること等々について終始一貫して主張をしてきたわけであります。そういう立場から討論に参加をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

この改正案の議論の前提といたしまして、一般質問、予算特別委員会質疑におきまして、民間給与と職員給与の比較、またその議論を通して、いわゆる賃金デフレの実態を明らかにするとともに、資産デフレについても、いかに深刻な状況にあるか、また生活保護制度の改正に伴って、低所得者対策も相当深刻な影響を受けるであろうということも明らかにさせていただいたところであります。

ここでもう一つ議論の素材を提供させていただきたいと思っております。

議員報酬と政務活動費につきましては、既に事務局から資料が配付されていますが、ここで平成23年度決算に占める県内14市における議会費の割合を順位ごとにお示しをさせていただきたいと思っております。第1位は、竹原市の1.64%でございます。第2位は、大竹市の1.63%となっています。第3位、府中市1.39%、第4位江田島市1.20%、第5位安芸高田市1.09%、第6位三原市1.06%、第7位廿日市市0.91%、第8位は、三原市と三次市がともに0.86%となっています。第10位が庄原市の0.80%であります。第11位が隣の東広島市の0.73%であります。第12位が呉市0.67%、第13位が福山市0.60%、第14位が広島市の0.30%となっています。また、議員年金制度廃止に伴う措置とはいえ、議員定数削減後の市議会予算は約5,000万円増加し、5年間で約2億円増加することとなっているところであります。

毎週午前5時45分からスタートする「みのもんたのサタズバ」で先般放映されました政府活動費の値上げにかかわって調べたところ、施行済みもしくは施行予定の全国の議会数は13議会であります。そのうち議会基本条例もしくは自治基本条例において、議会議員の責務、議会報告会開催等による情報公開、住民意見の聴取の制度化、市と議会の緊張関係等について定めた議会は7議会であります。例えば、宮城県大崎市議会は、数年前に町並み保存行政の視察を目的として竹原市に来られました。そこで、大崎市議会の事例を紹介をさせていただきたいと思います。

大崎市議会は、平成24年9月議会で、議会基本条例を制定し、本年度の3月定例会において政務活動費を8万円から12万円に引き上げましたが、議員定数についても、次回選挙から4減の30名とすることも、あわせて決定をしたところであります。そして、驚きましたのは、議員定数34名のうち、なんと27名もの議員が一般質問をし、予算特別委員会においても活発な議論が展開されたということでもあります。

また、兵庫県新温泉町議会、定数16名の議会ではありますが、政務活動費を3万円から6万円に引き上げています。しかしながら、3月定例会における一般質問を展開した議員は、議長を除く15名の議員であります。

栃木県真岡市議会も政務活動費を20万4000円から3万9,600円引き上げて、24万円としましたが、定数を28名から7名減らして21名に削減しました。また、議員報酬についても、40万5,000円から8万1,000円減額した32万4,000円とすることに決定し、年間6,598万4,000円、4年間で2億6,393万6,000円の議会費削減を決定をされたところでもあります。

提案者は、政務活動費増額の必要性を予算特別委員会において説明するため、今治市の地産地消について力説をされましたが、地産地消が今治市における議会と市との関係においてどのように展開をされてきたのかということについては触れられていませんでしたので、私のほうから紹介をさせていただきたいと思います。

今治市の地産地消につきましては、市会議員が力説されたように、全国的に有名になっています。今治市議会は、食料・農業・農村基本法の制定や地域の地産地消運動の盛り上がりを受けて、平成17年12月20日に食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言を決定をいたしました。そして、翌18年9月29日に、今治市の条例を制定をいたしました。

そこで、その前文を読み上げさせていただきます。今治市議会は、食料・農業・農村基

本法の制定や地域の地産地消運動の盛り上がりを受けて、平成17年12月20日に食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言を決定しました。そして、翌18年9月20日に合併前の旧今治市は、昭和63年3月時、食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言を決議し、安全な食べ物の生産と健康な生活の推進に努めてきた。市町村合併により、新しい今治市が誕生し、再び食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言が決議された今、私たちは、新しい宣言の実行を決意し、地域資源の活用と市民の健康を守る地産地消、食の安全、環境保全を基本とした食と農のまちづくり及びそのための食育の実践を強力に推し進めることを目標にこの条例を制定するとして、今治市食と農のまちづくり条例を制定をされたところでもあります。また、こうした議会、市長、行政の車の両輪としての動きの中から、今治市企画課政策研究室の安井孝さんが地産地消と学校教育、有機農業と食育のまちづくりをあらわし、第8回法政大学地域政策研究賞最優秀賞に選定されたことも紹介をさせていただきたいと思います。

提案者におかれましては、類似都市として安芸高田市等の事例を挙げられておられますが、安芸高田市においても、既に議会基本条例を制定し、改革を推し進めているところがあります。庄原市、三次市もそうであります。また、理由説明の中で、議会基本条例等の制定に関するものは、ただの一行もありません。また、提案者は、理由の6項目において、国から地方への権限移譲が進む中で、地方自治法の改正によって地方議会の権限の強化の一環として政務調査費が政務活動費となり、その活用が問われている、今こそ類似都市並みに24万円に値上げすることを提案することとされていますが、今議会において提案された地域主権に係る条例案についてどのような審議が行われたでございましょうか。また、政務活動費に対する衆参の特別決議、総務大臣通知等において強調された政務調査費制度の見直しについては、議員活動の活性化を図るためにこれを行うものであることを踏まえて、その運用につき国民の批判を招くことのないよう改正趣旨の周知徹底とあわせ、用途の透明性の向上が図られるよう格段の配慮を行うこととされています。これは、地方自治制度改正につきましては、本来的には地方制度調査会に諮問、答申を受けた後に改正するという、これまでのあり方を踏まえつつ、政務調査費から政務活動費の変更については、こうした手続を経ないことの反省を踏まえたものであります。また、ここに言う国民の批判とは、すなわち竹原市民の批判のことです。改正趣旨の周知徹底とは、竹原市民に対して行うべきであるという解釈は、議会人として当然の責務と自覚すべきものであります。さらに、政務活動費の交付対象、交付期日等についても、一切議論が行わ

れていないのであります。現行の政務活動費が他市に比べて低いことは、平成22年の報酬審議会においても認めているところであります。しかしながら、報酬審議会が懸念した、果たして市民の理解が得られるかという問題に対して、議会議員はその懸念払拭に向けた努力をされてきたのか、議員一人一人がみずからの胸に問いかけるべきであります。議会は、理性の府であり、良心の府であります。また、市民から負託された権能を行使するに足る知性と英知が求められていると思うのであります。急ぐことはありません。改正推進同意者において、信念に基づく要求であるならば、半年、1年の検討期間、市民との対話期間をなぜ持てないのでありましょうか。時期は熟していないのであります。時期尚早であります。とりわけ、若い議員、初心に戻れ、過ちを改めるにはばかりと訴えさせていただきまして、慎重論の立場からの討論とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 私は、竹原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案に関して賛成の立場で討論させていただきます。

竹原市の政務活動費3万円、同僚議員いろいろ調べられて、どういうふうに使われてるか、そこまで調べられておられるようですが、実際私は、これもし本当に必要ないんだったら、政務活動費やめてしまえばいいじゃないですか。生きた金額ではない。私は、そういう論点から討論をさせていただきます。

実際、我々議員の中にも、専門議員、そして私のような事業を持っている議員、多々ございます。私は、政務調査費使ってません。しかしながら、じゃあ何もやってないか。そうじゃないです。ただ使おうにも、使う金額じゃないから使えないんです。だったら、自分で出しますよ。しかし、それをやったら、議員間の公平感がなくなってしまうんです。やはり、ここにいる14名が14名、同じ立場で同じ勉強して、同じ活動して、初めてここで一般質問が展開できるんじゃないかと思います。額を言ったら、私は本当にここで改めてやるべきだし、そしてもう一つ意見の中には第2の給料という変な表現がございました。

（11番松本 進君「報酬です」と呼ぶ）

第2の報酬ですか、失礼いたしました。これも、私は、はき間違えてる。政務活動費、これは報酬ではない。一人一人が仕事するとき、道具を置かなくてはいけない。一人一人が何かをするときに、例えば我々のような職業であれば、そういったものを購入して、

それを自分の力として自分を伸ばさなくちゃいけない。まさに、私は、この政務活動費というのは、議員の必要な経費だと考えております。そこにおいて、しかもこれはこの金額を全額支給しますという文言ではございません。要は、そういう枠でもって皆さん働いてくださいよという1つの条例改正案だと私はとっています。これを使うか使わないかは、一人一人の議員の力量、それによるものだと私は考えます。そしてさらに、この使途は、議会日より等によって確実に一般市民の方に公表されます。一般市民の方は、これを見て本当に判断していただきたい。誰がどういうふうに使って、誰がどういうふうに活動しているか、一つの指標となるわけでございます。そういう意味からいたしまして、私は適正な額、今の3万円という取ってつけたような額じゃなく、本当に提示されている適正な額必要だと、こう思う次第でございます。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私は、政務活動費、現行3万円から24万円に8倍に引き上げる、この条例案に対して反対の立場から意見を述べたいと思います。

質疑の中でも、主な意見は述べました。簡潔にしたいと思いますが、まず1点は、市民の税金を使って、この政務活動費が充てられると。市民の税金です。第2の議員報酬という、今先ほど声がありましたが、これは中国新聞の2012年9月6日の社説、これを引用したいと思いますが、この中には、2001年度に制度化した政務調査費は、第2の議員報酬とも言われ、使途の乱脈ぶりが全国で批判を浴びてきた。このことは、多くの皆さんが知っている事実であります。

私は特にここで申し上げたいのは、市民の暮らしがどうなのかと。働く人の収入が激減している、こういった状況の中で、私は今回の政務調査費の引き上げは、到底市民に理解を得ることはできない、このように確信をするものであります。ここで訴えたいのは、我々政治家として歯を食いしばって、現行でも頑張っていこうじゃないですか。このことを改めて訴えたいと思います。

それから、2点目の反対としては、先ほど質問の中でも展開しましたが、この条例改正の経過から見て、大臣の通達を引用しました。この政務調査費について、経費の使途の内容とか、金額についても住民の理解が十分得られるように配慮すべきだと、あえてこういう指摘がされているわけです。それは、繰り返しませんけれども、この条例改正ができた経過から、あえて指摘がされている。同僚議員からも、先ほど指摘がありました。こうい

った民主的な手続を堂々と市民の前に明らかにして、我々が最終的な判断をする、こういう市民に十分な配慮ができる、こういった手続をとらないで政務活動費を決めてしまう。到底私は市民の理解を得ることはできない。

最後に、我々議員の基本ルールの問題ですから、少なくとも大多数の議員がこれならよかろうと言うとこまで議論を尽くすべきじゃないでしょうか。このことをあえて申し上げて、反対討論といたしたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議長（稲田雅士君） 日程第14、閉会中継続審査（調査）についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、議会運営委員会委員長並びに各常任委員会委員長から会議規則第73条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申し出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決しました。

以上をもって今期定例会に付議されました案件全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3月5日開会以来、本日まで17日間にわたり、123億8,100万円余りの一般会計のほか7特別会計、水道事業会計合わせて、総額214億5,700万

円余りの新年度当初予算案を初め、多数の重要案件について御審議いただき、本日ここに全議了を終了いたし、閉会の運びとなりました。

議員各位におかれましては、竹原市の発展と福祉の向上を願い、終始熱心な御審議をいただきまして、深甚なる敬意を表するとともに、衷心よりお礼を申し上げる次第でございます。また、市長を初め、理事者各位におかれましては、誠意を持って審議に御協力いただき、その御労苦に対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国の社会経済情勢は、昨年暮れに再び政権交代がなされ、自民党安倍政権のもと、東日本大震災被災地の復興とアベノミクスと称される日本経済再生に向けて巨額の財政出動、金融緩和など、デフレ脱却と名目経済成長率3%を目指した経済政策が展開されているところでございます。

本市におきましても、これらの財源として、平成25年度予算に積極的予算となりましたが、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況下にあり、予算編成に当たりましてその御労苦は大とするものでありますが、この間議員各位から寄せられた御意見、御提言などを真摯に受けとめられ、今後の市政執行に際し十分反映し、市民の安心かつ安定した暮らしの確保に向け英知を絞り、職員一丸となって取り組まれるよう切に願うものであります。

終わりに、会期中にお寄せいただきました議員並びに理事者各位の御協力に対しまして重ねて厚くお礼を申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長（小坂政司君） 閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会いたしました本定例会におきましては、平成25年度の一般会計、特別会計及び水道会計の各予算を初め多くの案件につきまして、終始精力的な御審議の上、御決定をいただき、本日閉会の運びとなりました。御決定いただきました新年度予算の執行につきましては、本会期中に賜りました議会からの御意見、御提言を踏まえ、職員一丸となって効果的、効率的で、円滑な事業運営に努め、元気で住みよい竹原市づくりに全力を傾注してまいりたいと考えております。

さて、市制施行55周年を迎える来年度は、第5次総合計画前期基本計画の最終年であります。我が国においては、円安株高など、景気回復への期待が高まっておりますが、本市においても、人口の社会減の改善や出生数の増加など、明るい兆しも見えております。

引き続き住みよさを高めるための施策を着実に推進するとともに、目指す将来像「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて、これまでの取り組みを検証しながら、社会経済情勢の変化に対応した、これらのまちづくりの計画を今後とも検討してまいりたいと考えております。

終わりに、議員各位の御審議、御決定に対し重ねて感謝申し上げますとともに、今後とも市政の円滑な運営と諸施策の推進に一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御礼の御挨拶とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

議長（稲田雅士君） これをもって平成25年第1回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後2時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員